

茨城県管理河川の減災に係る取組方針

令和 4年 3月

茨城県管理河川減災対策協議会

目 次

第1章 共通編

1-1	はじめに	2
1-2	本協議会の構成員	4
1-3	対象河川	6
1-4	共通する課題	10
1-5	減災のための目標	10
1-6	目標達成に向けた主な取組	11
1-7	フォローアップ	11

第2章 各ブロックの概要

2-1	県北ブロック	13
2-2	県央ブロック	15
2-3	県南（土浦）ブロック	18
2-4	県南（竜ヶ崎）ブロック	20
2-5	県西ブロック	22
2-6	鹿行ブロック	24

第3章 現状と課題

3-1	現状と課題	27
-----	-------	----

第4章 概ね5年で実施する取組

4-1	概ね5年で実施する取組	35
-----	-------------	----

参考資料

(資料-1) 取組状況整理表

第1章

共通編

1－1 はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が生じ、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成28年8月には北海道・東北地方を襲った一連の台風により、中小河川で氾濫が発生し、要配慮者利用施設で逃げ遅れによる被害が発生した。

このような災害を踏まえ、社会资本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成27年12月10日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成29年1月11日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

これらの答申を受け、本県では大規模氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築するため、県内を6ブロックに分けた「茨城県管理河川各ブロック減災対策協議会」を平成29年5月までに設立した。

協議会名	設立日	県内構成市町村
茨城県管理河川県北ブロック減災対策協議会	H29.5.31	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、東海村、大子町
茨城県管理河川県央ブロック減災対策協議会	H29.4.28	水戸市、石岡市、笠間市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町
茨城県管理河川県南（土浦）ブロック減災対策協議会	H29.1.31	土浦市、石岡市、つくば市、筑西市、かすみがうら市、桜川市、つくばみらい市、阿見町
茨城県管理河川県南（竜ヶ崎）ブロック減災対策協議会	H29.5.16	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
茨城県管理河川県西ブロック減災対策協議会	H29.5.30	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町、境町
茨城県管理河川鹿行ブロック減災対策協議会	H29.4.19	潮来市、行方市、鉾田市

その後も、全国的に大きな水害が度重なり生じるなかで、平成29年6月の水防法の一部改正とともに、国土交通省において、「水防災意識社会 再構築」に向け、関係者が協力して概ね5年で緊急的に実施すべき事項について、32項目からなる「緊急行動計画」がまとめられ、さらに計画内容の拡充を図る一部改定が行われてきた。

このような中、令和元年10月には、台風第19号により久慈川流域及び那珂川流域においても、堤防の決壊や浸水被害など甚大な被害が発生し、これを受け令和2年1月に「久慈川緊急治水対策プロジェクト」、「那珂川緊急治水対策プロジェクト」が取りまとめられている。

これらの動きをふまえながら、令和3年3月に6ブロックの協議会を1つの「茨城県管理河川減災対策協議会」（以下、「本協議会」という。）に統合した。

本協議会の各構成員は、本取組方針に基づき減災のための目標を共有し、連携・協力して、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進していくとともに、継続的にフォローアップを行っていく。

1－2 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	協議会構成員	幹事会構成員	部会							
			県北ブロック	県央ブロック	県南(土浦)ブロック	県南(電ヶ崎)ブロック	県西ブロック	府行ブロック	2級河川部会	ダム検討部会
水戸市	市長	市民協働部長	○							○
日立市	市長	総務部長	○						○	○
土浦市	市長	総務部長		○						
古河市	市長	総務部長兼危機管理監				○				
石岡市	市長	総務部長	○	○						
結城市	市長	市民生活部長				○				
龍ヶ崎市	市長	危機管理監				○				
下妻市	市長	総務部長				○				
常総市	市長	市長公室長				○				
常陸太田市	市長	総務部長	○							○
高萩市	市長	市民生活部長	○						○	○
北茨城市	市長	総務部長	○						○	○
笠間市	市長	総務部長	○						○	
取手市	市長	総務部長			○					
牛久市	市長	市民部長			○					
つくば市	市長	市長公室危機管理監		○	○					
ひたちなか市	市長	市民生活部長	○							オブザーバ
潮来市	市長	総務部長					○			
守谷市	市長	生活経済部長				○				
常陸大宮市	市長	総務部長兼危機管理監	○							
那珂市	市長	市民生活部長兼危機管理監	○							オブザーバ
筑西市	市長	市民環境部長		○		○				
坂東市	市長	総務部長				○				
稻敷市	市長	危機管理監				○				
かすみがうら市	市長	総務部長		○						
桜川市	市長	総務部長		○	○		○			
行方市	市長	総務部長					○			
鉢田市	市長	総務部長		○			○			
つくばみらい市	市長	総務部長		○	○	○				
小美玉市	市長	危機管理監		○						
茨城町	町長	総務部長	○							オブザーバ
大洗町	町長	生活環境課長	○							オブザーバ
城里町	町長	総務課長	○							○
東海村	村長	村民生活部長	○							オブザーバ
大子町	町長	総務課長	○							
美浦村	村長	総務部長			○					
阿見町	町長	市民生活部長		○	○					
河内町	町長	総務課長			○					
八千代町	町長	総務部長					○			
五霞町	町長	生活安全課長				○				
境町	町長	危機管理部長				○				
利根町	町長	防災危機管理課長				○				
稲敷地方広域市町村圏事務組合	管理者	警防課長				○				
利根川水系県南水防事務組合	管理者	事務局長				○				
気象庁 水戸地方気象台	台長	防災管理官	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県 防災・危機管理部 防災・危機管理課	課長	副事務官	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県 土木部 水戸土木事務所	所長	次長		○						○
茨城県 土木部 常陸大宮土木事務所	所長	次長	○						○	○
茨城県 土木部 常陸大宮土木事務所 大子工務所	所長	道路河川整備課長	○							
茨城県 土木部 潮来土木事務所	所長	次長						○		
茨城県 土木部 土浦土木事務所	所長	次長			○		○			
茨城県 土木部 筑西土木事務所	所長	次長			○			○		
茨城県 土木部 常陸太田工事事務所	所長	次長	○							○
茨城県 土木部 高萩工事事務所	所長	次長	○						○	○
茨城県 土木部 鉢田工事事務所	所長	次長		○				○		
茨城県 土木部 竜ヶ崎工事事務所	所長	次長				○				
茨城県 土木部 常総工事事務所	所長	次長					○			
茨城県 土木部 境工事事務所	所長	次長					○			
茨城県 土木部 河川課	課長	水防災・砂防対策室長 (幹事会議長)	○	○	○	○	○	○	○	○

オブザーバー	県北ブロック	県央ブロック	県南(土浦)ブロック	県南(竜ヶ崎)ブロック	県西ブロック	鹿行ブロック	2級河川部会	ダム検討部会
国土交通省 関東地方整備局 常陸河川国道事務所	○	○					○	○
国土交通省 関東地方整備局 利根川上流河川事務所			○	○				
国土交通省 関東地方整備局 利根川下流河川事務所			○	○		○		
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所					○			
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	○	○	○	○	○	○		
国土交通省 関東地方整備局 下館河川事務所			○	○	○	○		
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦導水工事事務所		○	○					
独立行政法人 水資源機構 利根川下流総合管理所	○	○	○			○		
独立行政法人 水資源機構 霞ヶ浦用水管理所			○	○				

順不同

また、上表のとおり、本協議会では必要に応じて地域や河川ごとの実情に応じた取り組みの検討を行うため、県内を6ブロックに分けたブロック部会、並びに2級河川部会、ダム検討部会を置く。

なお、上表中オブザーバーとは、情報共有や、情報提供及び技術的助言を受けるための機関として置くものである。



本協議会の対象とする河川は、以下のとおりとする。

県管理河川名	主な沿川市町村	備考	部 会							
			県北 ブロック	県央 ブロック	県南(土浦) ブロック	県南(鬼ヶ崎) ブロック	県西 ブロック	鹿行 ブロック	2級河川 部会	ダム検討 部会
中丸川	ひたちなか市		○							
本郷川	ひたちなか市		○							
大川	ひたちなか市		○							
早戸川	ひたちなか市		○							
大井川	那珂市		○							
緒川	常陸大宮市		○							
国長川	常陸大宮市		○							
小玉川	常陸大宮市		○							
曲田川	常陸大宮市		○							
小舟川	常陸大宮市		○							
油河内川	常陸大宮市		○							
野沢川	常陸大宮市		○							
元沢川	常陸大宮市		○							
熊久保川	常陸大宮市		○							
七内川	常陸大宮市		○							
和田川	常陸大宮市		○							
東河戸川	常陸大宮市		○							
仲河戸川	常陸大宮市		○							
小田野川	常陸大宮市		○							
相川	常陸大宮市		○							
桧山川	常陸大宮市		○							
大沢川	常陸大宮市		○							
八反田川	常陸大宮市		○							
千田川	常陸大宮市		○							
久慈川	常陸大宮市、大子町		○							
茂宮川	日立市、常陸太田市		○							
亀作川	常陸太田市		○							
弁天川	常陸太田市		○							
高貴川	常陸太田市		○							
里川	日立市、常陸太田市		○							
渋江川	常陸太田市		○							
源氏川	常陸太田市		○							
入四間川	日立市		○							
天竜川	常陸太田市		○							
山田川	常陸太田市		○							
湯の沢川	常陸太田市		○							
染川	常陸太田市		○							
竜神川	常陸太田市	竜神ダム	○							○
浅川	常陸太田市		○							
千寿川	常陸太田市		○							
赤土川	常陸太田市		○							
玉川	常陸大宮市		○							
照田川	常陸大宮市		○							
枇杷川	常陸大宮市		○							
諸沢川	常陸大宮市		○							
久隆川	常陸大宮市		○							
湯沢川	大子町		○							
大沢川	大子町		○							
滝川	大子町		○							
大野川	大子町		○							
押川	大子町		○							
浅川	大子町		○							
初原川	大子町		○							
相川	大子町		○							
久保田川	大子町		○							
八溝川	大子町		○							
中郷川	大子町		○							

県管理河川名	主な沿川市町村	備考	部会							
			県北 ブロック	県央 ブロック	県南(土浦) ブロック	県南(電ヶ崎) ブロック	県西 ブロック	鹿行 ブロック	2級河川 部会	ダム検討 部会
四時川	北茨城市	2級河川	○						○	
里根川	北茨城市	2級河川	○						○	
閑山川	北茨城市	2級河川	○						○	
境川	北茨城市	2級河川	○						○	
八反川	北茨城市	2級河川	○						○	
江戸上川	北茨城市	2級河川	○						○	
鹿の沢川	北茨城市	2級河川	○						○	
大北川	高萩市、北茨城市	2級河川 小山ダム	○						○	○
花園川	北茨城市	2級河川 水沼ダム	○						○	○
根古屋川	北茨城市	2級河川	○						○	
木皿川	北茨城市	2級河川	○						○	
宿川	高萩市	2級河川	○						○	
塩田川	北茨城市	2級河川	○						○	
大沢川	北茨城市	2級河川	○						○	
閑根川	高萩市	2級河川	○						○	
閑根前川	高萩市	2級河川	○						○	
花貫川	高萩市	2級河川 花貫ダム	○						○	○
中戸川	高萩市	2級河川	○						○	
小石川	日立市	2級河川	○						○	
十王川	日立市	2級河川 十王ダム	○						○	○
東連津川	日立市	2級河川	○						○	
宮田川	日立市	2級河川	○						○	
鮎川	日立市	2級河川	○						○	
桜川	日立市	2級河川	○						○	
金沢川	日立市	2級河川	○						○	
大沼川	日立市	2級河川	○						○	
瀬上川	日立市	2級河川	○						○	
新川	東海村	2級河川	○						○	
涸沼川	笠間市、鉢田市、茨城町、大洗町、城里町	(涸沼含む)		○					○	
巴川	石岡市、笠間市、鉢田市、小美玉市、茨城町			○					○	
石川川	水戸市、大洗町			○						
後谷川	大洗町、茨城町			○						
若宮川	茨城町			○						
寛政川	茨城町			○						
涸沼前川	水戸市、笠間市、茨城町			○						
枝折川	笠間市、茨城町			○						
桜川(笠間)	笠間市			○						
随光寺川	笠間市			○						
二反田川	笠間市			○						
稻田川	笠間市			○						
稻田沢川	笠間市			○						
福原川	笠間市			○						
片庭川	笠間市			○						
間黒川	笠間市			○						
飯田川	笠間市	飯田ダム		○						○
涸沼川導水路	笠間市			○						
新川	水戸市			○						
桜川	水戸市			○						
沢渡川	水戸市			○						
逆川	水戸市			○						
堀川	水戸市			○						
内川	水戸市			○						
前田川	水戸市			○						
境川	水戸市			○						
田野川	水戸市			○						
楮川	水戸市			○						
藤井川	水戸市、城里町	藤井川ダム		○						○
西田川	水戸市、城里町			○						
前沢川	水戸市、城里町			○						
塩子川	城里町			○						
大開川	城里町			○						
京内畑川	城里町			○						

県管理河川名	主な沿川市町村	備考	部会							
			県北 ブロック	県央 ブロック	県南(土浦) ブロック	県南(竜ヶ崎) ブロック	県西 ブロック	鹿行 ブロック	2級河川 部会	ダム検討 部会
北ノ根川	城里町		○							
大谷原川	城里町		○							
郷戸川	城里町		○							
江川	城里町		○							
桂川	城里町		○							
岩船川	城里町		○							
東川	城里町		○							
梶無川	小美玉市、行方市		○				○			
園部川	石岡市、小美玉市		○							
桜川	土浦市、つくば市、筑西市、桜川市			○						
乙戸川	土浦市、竜ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町				○	○				
花室川	土浦市、つくば市、阿見町				○	○				
備前川	土浦市				○					
男女の川	つくば市				○					
逆川	つくば市				○					
上備前川	土浦市				○					
新川	土浦市				○					
境川	土浦市				○					
一の瀬川	かすみがうら市				○					
恋瀬川	石岡市、かすみがうら市				○					
天ノ川	かすみがうら市				○					
雪入川	かすみがうら市				○					
天王川	かすみがうら市				○					
川又川	石岡市				○					
小川	石岡市				○					
菱木川	かすみがうら市				○					
西谷田川	つくば市、つくばみらい市、龍ヶ崎市				○	○				
高岡川	つくば市、つくばみらい市				○					
稻荷川	つくば市、牛久市				○	○				
蓮沼川	つくば市				○					
水堀川	つくば市				○					
葛城川	つくば市				○					
中通川	つくばみらい市				○					
谷口川	つくばみらい市				○					
小野川	龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、稲敷市					○				
沼里川	稲敷市					○				
桂川	牛久市、阿見町					○				
清明川	美浦村、阿見町					○				
北浦川	取手市					○				
西浦川	取手市					○				
谷田川	龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、つくばみらい市	(牛久沿含む)				○	○			
新利根川	龍ヶ崎市、稲敷市、河内町、利根町						○			
破竹川	龍ヶ崎市、稲敷市						○			
大正堀川	龍ヶ崎市、稲敷市						○			
羽原川	龍ヶ崎市						○			
相野谷川	取手市						○			
羽中川	守谷市						○			
五反田川	守谷市						○			
大野川	守谷市						○			
大川	筑西市							○		
観音川	桜川市、筑西市							○		
山口川	桜川市							○		
二神川	桜川市							○		
中沢川	桜川市							○		
谷部沢川	桜川市							○		
泉川	桜川市							○		
大川	桜川市							○		
布川	桜川市							○		
筑輪川	桜川市							○		
八間堀川	下妻市、常総市							○		
新八間堀川	常総市							○		
糸緑川	下妻市、筑西市							○		

県管理河川名	主な沿川市町村	備考	部会							
			県北 ブロック	県央 ブロック	県南(土浦) ブロック	県南(龍ヶ崎) ブロック	県西 ブロック	鹿行 ブロック	2級河川 部会	ダム検討 部会
高木川	下妻市、筑西市						○			
内沼川	下妻市、筑西市						○			
大谷川	筑西市						○			
五行川	筑西市						○			
千代田堀川	常総市						○			
将門川	常総市						○			
山川	下妻市、八千代町						○			
北台川	下妻市、筑西市						○			
田川	結城市						○			
豊坂川	常総市						○			
金屋堀川	常総市、つくばみらい市						○			
飯沼川	古河市、常総市、坂東市、八千代町						○			
東仁連川	古河市、常総市、坂東市、八千代町						○			
横仁連川	古河市、坂東市						○			
江川	坂東市						○			
西仁連川	古河市、結城市、坂東市						○			
宮戸川	古河市、境町						○			
女沼川	古河市、境町						○			
権現堂川	五霞町						○			
中川	五霞町						○			
五霞落川	五霞町						○			
向堀川	古河市						○			
矢作川	坂東市						○			
雁通川	行方市							○		
蔵川	行方市							○		
山田川	行方市							○		
武田川	行方市							○		
鉢田川	鉢田市				○			○		
長茂川	鉢田市				○			○		
前川	潮来市							○		
稻井川	潮来市							○		
夜越川	潮来市							○		
城下川	行方市							○		
大谷川	鉢田市				○			○		

順不同

1－4 共通する課題

各ブロックにおける特徴を踏まえたうえで共通する課題を整理すると以下のとおりである。

- 河川沿いの宅地開発などにより、土地利用形態が大きく変化したため、未改修区間について早急に整備を進めていく必要がある。
- 各河川の流下能力を上回る洪水等に備え、情報提供の充実や関係機関・地域住民との連携強化等に努める必要がある。

なお、詳細については、次章以降に記述する。

1－5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して**令和8年度**までに達成すべき減災目標を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

県管理河川の大規模水害に対し、『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』、『地域社会機能の継続性を確保すること』を目指す。

上記目標の達成に向け、洪水を河川内で安全に流すハード対策に加え、県管理河川において、以下の項目を2本柱とした取組を実施する。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るために確実な避難を実現する
- ②治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図る。

1－6 目標達成に向けた主な取組

各構成員が取組む主な内容は次のとおりである。

【主な取組】

- ・（1）円滑かつ迅速な避難のための取組
- ・（2）的確な水防活動のための取組
- ・（3）氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組
- ・（4）河川管理施設の整備等に関する取組
- ・（5）減災・防災に関する取組

1－7 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、見直しにあたっては、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、行うこととする。

参考資料

(資料－1) 取組状況整理表

第2章

各ブロックの概要

2-1 県北ブロック

【流域の概要】

久慈川圏域は、茨城県、福島県、栃木県との県境に位置する八溝山に源を発し、太平洋に注ぐ流域であり、久慈川、浅川、茂宮川など33河川を擁し、常陸大宮市、常陸太田市、大子町、那珂市、東海村の5市町村からなる圏域面積約950km²の地域である。

那珂川圏域については、栃木県をその上流部に有し、中丸川、緒川など48河川（うち県北ブロック23河川）から成る圏域であり、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市などの県北ブロック関係市を含む7市町で構成される圏域面積約600 km²の地域である。

県北東部の二級水系は、北茨城市から日立市にかけて、上流部の山間部から太平洋に注ぐ流域であり、大北川、花貫川、十王川などをはじめとする27河川を擁する。

【過去の被害状況】

○久慈川圏域

洪 水		被害状況
明治 23 年 8 月	台風	流出1,800戸 床上浸水1万戸
明治 43 年 8 月	台風	流出 37戸
大正 9 年 10 月	台風	大子234mm 流出206戸 全半壊273戸 床上浸水5,618戸
昭和 13 年 6 月	台風・梅雨前線	常陸太田319mm 山方242mm 浸水450戸 流出5戸 半壊7戸
昭和 22 年 9 月	カスリーン台風	山方150mm 鉄道不通4日間
昭和 61 年 8 月	台風からの熱帯低気圧	圏域170mm 床下浸水320戸 床上浸水250戸 半壊11戸 全壊1戸
平成 3 年 9 月	台風、秋雨前線	圏域175mm 床下浸水182戸 床上浸水185戸 半壊2戸
平成 11 年 7 月	熱帯低気圧	圏域107mm 大子160mm 床下浸水27戸 床上浸水18戸
平成 23 年 9 月	台風	大子210mm 床下浸水42戸 床上浸水32戸
令和 元 年 10 月	東日本台風	大子276.5mm 床下浸水95戸 床上浸水644戸 JR水郡線第6橋落橋

○那珂川圏域

洪 水		被害状況
昭和 61 年 8 月	台風第10号	水戸244mm 床下浸水2,815戸 床上浸水4,864戸 全半壊110戸
平成 3 年 8 月	台風第12号	水戸212mm 床下浸水542戸 床上浸水196戸 全半壊3戸
平成 10 年 8 月	台風第4号	笠間153mm 床下浸水400戸 床上浸水411戸
平成 11 年 7 月	熱帯低気圧	水戸153mm 床下浸水350戸 床上浸水53戸 全半壊15戸
平成 14 年 7 月	台風第6号	水戸137mm 床下浸水26戸 床上浸水16戸
令和 元 年 10 月	東日本台風	水戸126mm 床下浸水219戸 床上浸水87戸 全半壊918戸

【河川改修の状況】

河川改修の実施箇所は、下表に示すとおりである。

◆久慈川圏域（常陸大宮土木事務所・大子工務所・常陸太田工事事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
久慈川	池田橋（市道）(62.9km) ～川山橋（国道118号）(65.4km)	約2.5km	河道改修
玉川	玉川橋（国道118号）(0.0km) ～上玉川橋（市道）(6.0km)	約6.0km	河道改修
浅川	副堰橋（県道）(1.5km) ～浅川橋（国道293号）(4.1km)	約2.6km	河道改修

◆那珂川圏域（常陸大宮土木事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
中丸川	那珂川合流点(0.0km) ～長堀橋（市道）(6.4km)	約6.4km	河道改修
	中丸川調節池	1箇所	調節池整備
大井川	早戸川合流点(0.0km) ～後台橋（市道）(1.9km)	約1.9km	河道改修
緒川	那賀堰(6.49km) ～岩下橋（市道）(6.8km)	約0.4km	河道改修

◆二級水系（高萩工事事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
大北川	河口(0.0km) ～孝行橋（県道）(7.3km)	約7.3km	河道改修
花園川	大北川合流点(0.0km) ～永久橋（県道）(2.1km)	約2.1km	河道改修
花貫川	河口(0.0km) ～湯沢橋（市道）(5.9km)	約5.9km	河道改修
茂宮川	新茂宮橋（国道245号）(0.2km) ～茂宮川橋（国道6号）(3.4km)	約3.2km	河道改修

2－2 県央ブロック

【流域の概要】

那珂川圏域には、桜川、藤井川など48河川（うち県央ブロック23河川）あり、水戸市、ひたちなか市、笠間市、那珂市、常陸大宮市、茨城町、城里町の7市町で構成される圏域面積約600 km²の地域である。

涸沼川圏域には、涸沼川、石川川など18河川（うち県央ブロック18河川）あり、水戸市、笠間市、茨城町、鉾田市、大洗町、城里町の6市町から構成される圏域面積約450km²の地域である。

霞ヶ浦圏域には、園部川、巴川など48河川（うち県央ブロック5河川）あり、圏域面積約2,100 km²の地域である。

【過去の被害状況】

洪水	那珂川圏域			涸沼圏域			霞ヶ浦圏域		
	雨量(mm)		被害 状況	雨量(mm)		被害 状況	雨量(mm)		被害 状況
	観 測 所	24h 雨量	浸水 家屋数 (棟)	観 測 所	24h 雨量	浸水 家屋数 (棟)	観 測 所	24h 雨量	浸水 家屋数 (棟)
S61. 8 台風第 10 号	水戸	244	1, 222	笠間	280	551	館野	239	3, 544
H2. 12 風浪				笠間	26	1			
H3. 9 台風第 18 号、豪雨	水戸	212	87	笠間	179	86			
H3. 10 台風第 21 号、風浪				笠間	100	33	館野	192	1, 309
H4. 10 豪雨				笠間	86	1			
H5. 11 豪雨、風浪				笠間	148	1			
H8. 9 台風第 17 号、豪雨	水戸	207	2	笠間	169	1			
H10. 8 豪雨	笠間	153	28	笠間	153	7	館野	153	15
H11. 7 豪雨	水戸	153	18						
H14. 7 台風第 6 号、豪雨	水戸	137	15						
H23. 9 台風第 15 号、豪雨	水戸	165	17				館野	154	8
H25. 10 台風 26 号							館野	173	421
H26. 10 台風第 18 号、豪雨	水戸	191	2						
R1. 10 台風第 19 号	水戸	126	1, 904	笠間	191	99	館野	147	343

【河川改修の状況】

河川改修の実施箇所は、下表に示すとおりである。

◆那珂川圏域（水戸土木事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
桜川	千波大橋（市道）(0.0km) ～桜川橋（市道）(4.2km)	約4.2km	河道改修
	桜川調節池	1箇所	調節池整備
	桜川～千波湖	1箇所	導水施設整備
沢渡川	桜川合流点(-0.26km) ～石川橋（国道50号）(2.6km)	約2.9km	河道改修
	沢渡川調節池	1箇所	調節池整備
藤井川	藤井新橋（国道123号）(0.0km) ～小松橋（県道）(4.25km)	約4.3km	河道改修

◆涸沼川圏域（水戸土木事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
涸沼川	JR常磐線橋梁(35.2km) ～国道50号橋梁(46.9km)	約11.7km	河道改修
	涸沼（湖）	約8.4km	環境整備
涸沼前川	涸沼川合流点(0.0km) ～大畠橋（市道）(4.05km)	約4.1km	河道改修
石川川	涸沼川合流点(0.0km) ～森戸橋（県道）(2.4km)	約2.4km	河道改修

◆霞ヶ浦圏域（水戸土木事務所管内・鉾田工事事務所管内）

園部川	小美玉市羽鳥上ノ堰付近(16.07km) ～石岡市山崎新谷付近(18.27km)	約2.2km	河道改修
巴川	北浦橋（県道）(0.9km) ～本田橋（県道）(9.4km)	約8.5km	河道改修

2－3 県南（土浦）ブロック

【流域の概要】

霞ヶ浦圏域は、茨城県の南東部に位置し、北に関東の名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域内の一級河川は桜川、恋瀬川をはじめとして48河川ある。

霞ヶ浦圏域の面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万の人々が暮らしている。

小貝川圏域は、茨城県の南部に位置し、北東に筑波山麓を望み、東側に霞ヶ浦、西側に首都圏を控えており、圏域面積は約460km²であり、圏域内の一級河川には、西谷田川、中通川をはじめ17河川がある。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋数		備考
		霞ヶ浦圏域	小貝川圏域	
昭和13年6月 低気圧	397.1	84,290棟		県内全域の合計
昭和33年9月 台風22号	251.3	2,660棟		県内全域の合計
昭和56年10月 台風24号	213.5	1,760棟	940棟	圏域内関連 市町村の合計
昭和61年8月 台風10号	239.0	3,544棟	3,379棟	"
平成3年9月 台風18号	192.0	1,309棟	1,033棟	"
平成10年8月 台風4号	153.0	15棟	60棟	"
平成23年9月 台風15号	154.0	8棟		"
平成25年10月 台風26号	173.0	421棟		"
令和元年10月 東日本台風	200.5	343棟	233棟	"

【河川改修の状況】

河川改修の実施箇所は、下表に示すとおりである。

◆霞ヶ浦圏域（土浦土木事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
桜川 (土浦工区)	霞ヶ浦河口(0.0km) ～つくばヘリポート付近(10.0km)	約10.0km	河道改修
桜川 (筑波工区)	つくばヘリポート付近(10.0km) ～筑真橋（県道）(25.5km)	約15.5km	河道改修
桜川 (真壁工区)	筑真橋（県道）(25.5km) ～中沢川合流付近(37.25km)	約11.75km	河道改修
桜川 (大和工区)	支川中沢川合流付近(37.25km) ～JR水戸線橋梁(42.0km)	約4.75km	河道改修 (休止中(真壁工区優先))
恋瀬川	霞ヶ浦河口(0.0km) ～小川合流点(16.8km)	約16.8km	河道改修

◆小貝川圏域（土浦土木事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
西谷田川	上岩崎橋（県道）(6.4km) ～睦橋（市道）(19.9km)	約13.5km	河道改修
	西谷田川調節池		
中通川	小貝川合流点(0.0km) ～延命橋（市道）(10.4km)	約10.4km	河道改修

2－4 県南（竜ヶ崎）ブロック

【流域の概要】

○霞ヶ浦圏域（乙戸川など48河川）

茨城県の南東部に位置し、北に関東の名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万人の人々が暮らしている。

○小貝川圏域（北浦川など17河川）

茨城県の南部に位置し、北東に筑波山麓を望み、東側に霞ヶ浦、西側に首都圏を控える。圏域面積は約460km²に及ぶ。

○利根川圏域（相野谷川など22河川）

茨城県の南西部、首都近郊に位置し、平坦な地形を活かした可住地を多く有している。圏域面積は約640km²の範囲に及び、これは利根川全体の流域面積の約4%にあたる。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋			備考
		霞ヶ浦圏域	小貝川圏域	利根川圏域	
昭和22年9月 台風9号	215.0	21,509棟			県内全域の合計
昭和33年9月 台風22号	251.3	1,204棟			"
昭和36年6月 梅雨前線	361.0	8,210棟			"
昭和56年10月 台風24号	213.5	1,760棟	940棟		圏域内関連 市町村の合計
昭和61年8月 台風10号	239.0	3,544棟	3,379棟	1,209棟	"
平成3年8月 台風10号	195.0			339棟	"
平成3年9月 台風18号	192.0	1,309棟	1,038棟		"
平成10年8月 台風4号	153.0	15棟	60棟		"
平成23年9月 台風15号	154.0	8棟			"
平成25年10月 台風26号	173.0	421棟			"
平成27年9月 台風18号	285.0			3,777棟	"
令和元年10月 東日本台風	200.5	343棟	233棟	125棟	"

【河川改修の状況】

河川改修の実施箇所は、下表に示すとおりである。

◆霞ヶ浦圏域（竜ヶ崎工事事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
乙戸川	小野川合流点(0.0km) ～荒川沖橋（国道6号）(12.7km)	12.7km	河道改修

◆利根川圏域（竜ヶ崎工事事務所管内）

相野谷川	相野谷川橋（県道）(0.0km) ～八丁橋（県道）(5.4km)	5.4km	河道改修
------	-------------------------------------	-------	------

◆小貝川圏域（竜ヶ崎工事事務所管内）

北浦川	大正橋（市道）(3.0km) ～国道6号BP橋上流(5.0km)	2.0km	河道改修
-----	-------------------------------------	-------	------

2－5 県西ブロック

【流域の概要】

利根川圏域は、茨城県の南西部に位置し、面積は約645km²の範囲であり、圏域内の一級河川には、飯沼川をはじめとして16河川（県西ブロック内）がある。

小貝川圏域は、茨城県の南部に位置し、流域面積は約460km²の範囲であり、圏域内の一級河川には、五行川をはじめ7河川がある。

中川圏域は、茨城県の西部に位置し、圏域内の一級河川には、中川をはじめとして3河川がある。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋		備考
		利根川圏域	小貝川圏域	
昭和22年9月 台風9号	215.0	21,509棟		県内全域の合計
昭和33年9月 台風22号	251.3	1,204棟		〃
昭和36年6月 梅雨前線	361.0	8,210棟		〃
昭和56年10月 台風24号	213.5		940棟	圏域内関連 市町の合計
昭和61年8月 台風10号	237.0	1,209棟	3,379棟	〃
平成3年8月 台風10号	195.0	339棟	1,033棟	〃
平成10年8月 台風4号	153.0		60棟	〃
平成27年9月 台風18号	285.0	3,777棟		〃
令和元年10月 東日本台風	205.5	125棟	233棟	〃

【河川改修の状況】

河川改修の実施箇所は、下表に示すとおりである。

◆利根川圏域（筑西土木事務所・常総工事事務所・境工事事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
田川	鬼怒川合流点(0.0km) ～福良橋（県道）(4.5km)	約4.5km	河道改修
八間堀川	新東橋（県道）(10.65km) ～瑞穂橋（県道）(15.35km)	約4.7km	河道改修
北台川	大江橋（市道）(4.75km) ～桜塚東橋（市道）(5.25km)	約0.5km	河道改修
女沼川	利根川合流点(1.8km) ～下辺見橋（国道354号）(7.3km)	約5.5km	河道改修
向堀川	泉橋（市道）(6.1km) ～緑橋（県道）(8.0km)	約1.9km	河道改修
飯沼川	法師戸水門(2.8km) ～西仁連川合流点(12.8km)	約10.0km	河道掘削

2－6 鹿行ブロック

【流域の概要】

霞ヶ浦圏域は、茨城県の南東部に位置し、北に関東名山である筑波山、南にはわが国で第2位の湖面積を誇る霞ヶ浦がある。圏域内の一級河川には、前川をはじめとして48河川がある。霞ヶ浦圏域の面積は約2,100km²であり、県人口の約1/3にあたる約97万人の人々が暮らしている。圏域内では、霞ヶ浦の水により農業用水をはじめとして、工業用水、上水と幅広い利用が図られ河川沿いなどの低平地は、広い水田地帯となっている。また、水郷筑波国定公園に指定された圏域南部の水郷地帯と、圏域北部の筑波山を中心とした山地を併せて持つ独特の景観を有している。

【過去の被害状況】

洪水名	雨量 (48時間)	浸水家屋数	備考
		霞ヶ浦圏域	
昭和 13 年 6 月 低気圧	397.1mm	84,290 棟	県内全域の合計
昭和 33 年 9 月 台風 22 号	251.3mm	2,660 棟	県内全域の合計
昭和 56 年 10 月 台風 24 号	213.5mm	1,760 棟	圏域内関連市町村の合計
昭和 61 年 8 月 台風 10 号	239.0mm	3,544 棟	"
平成 3 年 9 月 台風 18 号	192.0mm	1,309 棟	"
平成 10 年 8 月 台風 4 号	153.0mm	15 棟	"
平成 23 年 9 月 台風 15 号	154.0mm	8 棟	"
平成 25 年 10 月 台風 26 号	173.0mm	421 棟	"
令和元年 10 月 台風 19 号	200.5mm	343 棟	"

【河川改修の状況】

河川改修の実施箇所は、下表に示すとおりである。

◆霞ヶ浦圏域（潮来土木事務所・鉾田工事事務所管内）

対象河川	施行の場所	延長等	実施内容
前川	あやめ橋（市道）(0.1km) ～前川橋付近(2.1km)	約2.0km	河道改修
山田川	荷下橋（市道）(1.96km) ～市道橋（市道）(4.5km)	約2.54km	河道改修

第3章

現状と課題

3－1 現状と課題

各構成員が現在実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題
情報伝達、避難計画等に関する事項	<ul style="list-style-type: none">○県管理河川のうち、洪水予報河川・水位周知河川についてホットラインを構築○台風を想定したタイムラインを作成○新たな避難情報に関するガイドラインの内容を反映し、判断・伝達マニュアルや地域防災計画を改定○防災行政無線やSNS、緊急速報メール、レアラートにより情報を伝達○エリアメールによる情報発信体制の整備を実施○Lアラートや緊急速報メールと連携可能な防災情報ネットワークシステムを整備○スマーフォンを使用した新たな情報伝達手段を実証実験中○水位周知河川等においての登録型の情報発信を実施○広域避難検討ワーキンググループ等で広域避難を検討中○要配慮者利用施設の施設管理者を対象とし、避難計画の作成に関する説明会を開催○要支援者個別支援避難行動計画の策定及び支援体制を構築○総合防災訓練等において自主防災組織と連携した訓練を実施○住民参加の総合防災訓練等を実施●水位計や基準水位のない河川や局地的な集中豪雨にも対応したホットラインやタイムラインの作成が必要

	<ul style="list-style-type: none"> ●構築したホットラインが形骸化する恐れがある ●水害に着目したタイムラインに基づく防災訓練が必要 ●水位計や基準水位のない河川での情報収集が不十分 ●避難情報に関するガイドラインに基づくマニュアルの見直しが必要 ●分かりやすい水位情報の提供が必要 ●情報弱者や外国人への伝達方法が不十分 ●洪水予報河川しかプッシュ型の洪水予報等の情報発信ができていない ●広域避難計画の必要性の確認が必要 ●広域避難に係る避難先自治体との調整 ●浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設の把握が必要 ●避難行動要支援者への支援者のなり手不足 ●要配慮者利用施設の施設管理者の意識向上が必要 ●要配慮者施設が地域防災計画に位置付けられていない ●総合防災訓練への住民の参加率向上が必要 	B C D E F G H I J K L M N O
平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○住家等、防護対象のある全ての河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を作成中 ○更新された浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成中 ○浸水実績について把握 ○水防災に関する問合せ窓口を設置 ○マイ・タイムライン作成講習会等を実施 ○小学生を対象とした防災教育や防災訓練等を実施 	

	<ul style="list-style-type: none"> ○出前講座や防災士の講演を実施 ○防災のしおりを配布し啓発活動を実施 ○教員を対象に外部講師を招いての研修会を実施 ○自主防災組織立ち上げを推進中 ○市町村主導の訓練に小中学校教員の参加を要請 ○マンホールや都市下水路からの逸水箇所を明示した図面を作成 ○過去の実績での内水ハザードマップを作成済み ○小・中学校や高校から選出された教員により防災推進委員会を組織し、情報交換及び研修会を実施 ○小学校で地域防災機関と三世代交流会を実施 <ul style="list-style-type: none"> ●洪水ハザードマップの基となる洪水浸水想定区域図がない ●内水ハザードマップの基となる内水浸水想定区域図がない ●まるごとまちごとハザードマップの必要性や作成手法の検討が必要 ●まちごとハザードマップについて、一部電柱等で実施しているが、どの程度まで実施すればいいのかわからない ●浸水実績がデータベース等になっていない ●住民が水害の事前準備をする際の明確な問合せ先がない ●水防災に関する認識を高める機会が無い ●住民・教員の水防災意識のさらなる向上が必要 ●学校により地理的条件等が異なるため教員の研修内容の取りまとめが難しい 	
--	---	--

円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○茨城県河川情報システムにより雨量、水位等の観測データ、河川の状況を把握 ○市町村の HP にて雨量等の観測データを公表中 ●水位計や河川監視カメラ等の観測体制の強化が必要 	Y
---------------------------	--	---

(2) 的確な水防活動のための取組

項目	現状と課題	
水防体制の強化に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○河川管理者と水防管理者による共同点検を実施 ○広報誌やホームページ、ポスターにより水防団員（消防団員）等を募集 ○建設業協会等と協定を締結 ○スマートフォンを使用した情報伝達手段について検証実験を実施 ●共同点検の継続 ●水防団員の高齢化、減少 ●団員募集の効率化が必要 ●関係機関が連携した水防訓練の継続が必要 ●水防訓練の指導者が不足 ●水防技術の継承が必要 	Z A A A B A C A D A E
市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模に対応した浸水想定区域図を公表 ○水害時に行政機能を維持する BCP を策定 ○浸水対策として代替庁舎の選定を検討 ○洪水避難タワーの建設及び高所に予備電源を確保予定 ○市町村庁舎に浸水防止壁を設置 	

	<ul style="list-style-type: none"> ●庁舎や重要施設が浸水区域内に立地 ●民間事業者が水防災に関する認識を高める 機会が少ない ●分かりやすい水位情報提供が必要 ●BCP の職員への周知徹底が必要 ●県防災情報ネットワークシステムの操作方 法の周知が必要 ●施設により非常用電源の有無が異なる 	A F A G A H F A I A J
--	---	--------------------------------------

(3) 氷濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

項目	現状と課題	
排水施設、排水 資機材の運用方 法の改善及び排 水施設の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省の排水ポンプ車等の操作講習会に参 加 ○市町村所有の可搬式ポンプを使用した排水 訓練を実施 ○台風の対応時等に緊急排水を実施 ○汚水排水計画のマニュアルを作成済 ●排水が必要な地域が不明 ●排水先の確認及び排水計画の策定が必要 ●排水設備を所有していない 	A K A L A M
浸水被害軽減地 区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の河川について、浸水実績を把握し洪水 ハザードマップにて周知 ●区域の把握ができていない ●正確な浸水実績の把握とデータベース化が 必要 	A N A O

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

項目	現状と課題	
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	<ul style="list-style-type: none"> ○着実に治水効果を発現させるため、背後地の人口・資産状況や近年の浸水被害状況等を勘案して、治水対策の重点化・効率化を実施 ○既存の調整池などを使用し、貯留機能を最大限確保 ●河川堤防など多くの未整備箇所の整備が必要 	A P
流木や土砂の影響への対策	<ul style="list-style-type: none"> ○中小河川の緊急点検を実施 ●土砂・流木による被害の危険性があり、対策が必要 	A Q
ダムの運用の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○各ダムにおいて定められた操作規則に基づき、洪水調節操作を実施 ●洪水調整能力の確保及び計画的な維持管理が必要 	A R
その他 (河川の適切な維持管理)	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前の河川総点検を実施 ○点検結果を踏まえ、人家連担地域を中心に流木及び土砂撤去など適切な維持管理を実施 ●堤防等の変状の発見や補修、堆積土砂の撤去など適切な維持管理に加え、施設管理者の特定が必要 ●老朽化により排水機場などの機能低下が懸念されることから、計画的な維持管理が必要 	A S A T

(5) 減災・防災に関する取組

項目	現状と課題	
適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○更新された浸水想定を基に地域住民に周知 ○関係部署で情報共有 ○水害統計調査により浸水実績を把握 ○道路冠水発生個所を把握 ●正確な浸水実績の把握が必要 ●災害危険区域指定に関する先進事例の収集と情報共有が必要 	A U A V
災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○建設業団体と災害協定を締結 ○県が実施する講習会へ参加 ●災害復旧経験者（技術者）の人員不足 ●職員の技術力向上が必要 	A W A X

第4章

概ね5年で実施する取組

4－1 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	洪水時における河川管理者からの情報提供等	A、B	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
②	避難 指示 等発令の対象区域、判断基準等の確認	A、C D、E G、P	平成29年度から順次実施	協議会全体
③	水害危険性の周知促進	H	平成29年度から順次実施	茨城県
④	ICTを活用した洪水情報の提供に向けた検討	F、H	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
⑤	広域避難体制の構築	I、J	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
⑥	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	K、L M、N	引き続き実施	協議会全体
⑦	想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	P、Q	順次実施	茨城県
⑧	水害ハザードマップの改良、周知、活用	P、Q R、S	平成29年度から順次実施	市町村、茨城県
⑨	浸水実績等の周知	A、G T	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県

⑩	防災教育の促進	U、V W、X	平成29年度から順次実施	協議会全体
⑪	危機管理型水位計、河川監視カメラの整備	Y	引き続き実施	市町村、茨城県

(2) 的確な水防活動のための取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	Z	引き続き実施	市町村、茨城県
②	水防に関する広報の充実	A A A B	引き続き実施	市町村、茨城県
③	水防訓練の充実	A C A D A E	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
④	水防団間での連携、協力に関する検討	A C A D A E	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
⑤	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	F、P A I	引き続き実施	市町村、茨城県
⑥	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	A F A G A H A J	平成30年度から順次実施	協議会全体

(3) 汚濁水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	A K A L A M	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
②	浸水被害軽減地区の指定に向けた検討	A N A O	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県

(4) 河川管理施設の整備等に関する取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	堤防等河川管理施設の整備	A P	平成29年度から順次実施	市町村、茨城県
②	流木や土砂の影響への対策	A Q	平成29年度から順次実施	茨城県
③	ダムの運用の改善	A R	平成30年度から順次実施	茨城県
④	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	A S A T	平成29年度から順次実施	市町村、茨城県
⑤	河川管理の高度化の検討	A S A T	平成30年度から順次実施	茨城県

(5) 減災・防災に関する取組

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
①	適切な土地利用の促進	A U A V	平成30年度から順次実施	市町村、茨城県
②	災害時及び災害復旧に対する支援	A W A X	平成30年度から順次実施	協議会全体